

様式第11号附表

		施 設 の 名 称	登 録 番 号		
申告書 [] 欄の搬入量に関する明細書					
申告の対象期間		年 月 日から 年 月 日まで			
産業廃棄物の種類	搬入重量 (t) (ア)	重量の計測が困難な場合			合計重量 (t) (ア)+(イ)
		体積 (m ³) (A)	換算係数 (B)	換算重量 (t) (A)×(B)=(イ)	
燃 え 殻	.		1.14	.	.
汚 泥	.		1.10	.	.
廃 油	.		0.90	.	.
廃 酸	.		1.25	.	.
廃 ア ル カ リ	.		1.13	.	.
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	.		0.35	.	.
紙 く ず	.		0.30	.	.
木 く ず	.		0.55	.	.
織 維 く ず	.		0.12	.	.
動 植 物 性 残 さ	.		1.00	.	.
動 物 系 固 形 不 要 物	.		1.00	.	.
ゴ ム く ず	.		0.52	.	.
金 属 く ず	.		1.13	.	.
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	.		1.00	.	.
鋳 さ い	.		1.93	.	.
が れ き 類	.		1.48	.	.
家 畜 ふ ん 尿	.		1.00	.	.
家 畜 の 死 体	.		1.00	.	.
ば い じ ん	.		1.26	.	.
廃棄物処理法施行令第2条第13号の廃棄物	.		1.00	.	.
合 計	.	/	/	.	*

- 注 1 この明細書は、施設ごとに作成してください。
 2 この明細書は、第11号様式の申告書に添付して提出してください。
 3 「重量」及び「体積」の欄は、計量又は測定した数量を記載し、端数があればそのまま記載してください。

様式第12号

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様	申 請 者	登 録 番 号	
		氏名又は名称及び代表者の氏名	(印)
		住 所 又 は 所 在 地	
		担当部所名及び担当者氏名	(電話番号)

産業廃棄物税徴収猶予申請書

佐賀県産業廃棄物税条例第13条第2項の規定による産業廃棄物税の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

焼却施設又は最終処分場	名 称	
	所 在 地	
申 告 対 象 年 月 日		年 月 日 から 年 月 日 まで
納 期 限		年 月 日
申告納入に係る課税標準量		t
申 告 納 入 税 額		円
徴 収 猶 予 申 請 額		円
徴 収 猶 予 申 請 理 由		
徴 収 猶 予 申 請 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで
担 保 の 種 類 及 び 価 額		
摘 要		

- 注 1 この申請書は、産業廃棄物税条例施行規則第11号様式による産業廃棄物税納入・納付申告書を提出する際に、同時に提出してください。
- 2 徴収猶予の申請理由が生じたことを証する書面を添付してください。

様式第12号別表

徴収猶予申請税額の明細書		
申告の対象期間	年 月 日から	日
	年 月 日まで	日
納税義務者氏名(名称)	搬入重量	未収金等回収予定年 月日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
	. t	年 月 日
合 計		

様式第13号その1 (焼却施設用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">佐賀県 県税事務所長 様</p>	申 請 者	氏名又は名称及び代表者の氏名	(印)
	請	住所又は所在地	
	者	担当部所名及び担当者氏名	(電話番号)
	焼 却 施 設	名 称	
		所 在 地	
産業廃棄物税の徴収不能額の還付申請書 納入義務の免除			
申告の対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	この申請により、還付又は 納入義務の免除を受けよう とする産業廃棄物税額	円
産業廃棄物の焼却処理に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合	還付又は納入義務の免除の別		
	産業廃棄物の焼却処理に係る料金	①	円
	①のうち既に受け取った金額	②	円
	①のうち受け取ることができなくなった金額	③	円
	①に対応する課税標準となる産業廃棄物の重量	④	t
	納入すべき産業廃棄物税額 (④×800円)	⑤	円
	⑤のうち既に徴収した産業廃棄物税額	⑥	円
	⑤のうち徴収することができなくなった金額	⑦	円
徴収した産業廃棄物税を失った場合	徴収した産業廃棄物税額	⑧	円
	⑧のうち既に納入した産業廃棄物税額	⑨	円
	⑧のうち失った産業廃棄物税額	⑩	円
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由			

- 注 1 複数の焼却施設を有する場合は、焼却施設ごとに申請をしてください。
- 2 この申請書を提出するときは、売掛金の明細書やその他の添付書類を提出してください。
- 3 「還付」又は「納入義務の免除」のいずれか一方を二重線で抹消してください。

様式第13号その2 (最終処分場用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様	申 請 者	氏名又は名称及び代表者の氏名	(印)
		住所又は所在地	
		担当部所名及び担当者氏名	(電話番号)
	最終 処 分 場	名 称	
		所 在 地	
産業廃棄物税の徴収不能額の還付申請書 納入義務の免除			
申告の対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	この申請により、還付又は納入義務の免除を受けようとする産業廃棄物税額	円
産業廃棄物の最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合	還付又は納入義務の免除の別		
	産業廃棄物の最終処分に係る料金	①	円
	①のうち既に受け取った金額	②	円
	①のうち受け取ることができなくなった金額	③	円
	①に対応する課税標準となる産業廃棄物の重量	④	t
	納入すべき産業廃棄物税額 (④×1,000円)	⑤	円
	⑤のうち既に徴収した産業廃棄物税額	⑥	円
	⑤のうち徴収することができなくなった金額	⑦	円
徴収した産業廃棄物税を失った場合	徴収した産業廃棄物税額	⑧	円
	⑧のうち既に納入した産業廃棄物税額	⑨	円
	⑧のうち失った産業廃棄物税額	⑩	円
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由			

- 注 1 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに申請をしてください。
 2 この申請書を提出するときは、売掛金の明細書やその他の添付書類を提出してください。
 3 「還付」又は「納入義務の免除」のいずれか一方を二重線で抹消してください。

様式第14号その1 (焼却施設用)

産業廃棄物税修正申告書

受付印 年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様		納 税 者 氏名又は名称及び代表者の氏名 住所又は所在地 担当部所名及び担当者氏名 (電話番号)		登録番号	
焼 却 施 設 名 称 所 在 地					
申告の対象期間		年 月 日から		年 月 日まで	
期間中における焼却施設への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔①〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)		①		千	ト
条例第5条第1号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (自ら排出する産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収し、自己の製品の製造工程で利用している場合のその焼却施設への搬入等)		②			
条例第5条第2号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (法令等により焼却処理が義務付けられている産業廃棄物の焼却施設への搬入等)		③			
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ①-②-③		④			
④のうち委託契約以外(自社排出分)による焼却施設への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔⑤〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)		⑤			
④のうち委託契約による焼却施設への産業廃棄物の搬入量 ④-⑤		⑥			
申告納付すべき産業廃棄物税額 (⑤×800円/トン)		⑦		百万	千 円
既に納付の確定した産業廃棄物税額		⑧		百万	千 円
この修正申告により申告納付すべき産業廃棄物税額 ⑦-⑧		⑨		百万	千 円

- 注 1 この申告書には、附表を添付して提出してください。
- 2 「搬入量」の欄は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は、体積から換算した重量)を記載することとし、トン未満の端数があればそのまま記載してください。
- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 「既に納付の確定した産業廃棄物税額⑧」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記載してください。
- 5 修正申告の場合、延滞金及び過少申告加算金が徴収される場合があります。

様式第14号その2 (最終処分場用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様		産業廃棄物税修正申告書		登録番号
		納	氏名又は名称及び代表者の氏名	印
年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様		税	住所又は所在地	
		者	担当部所名及び担当者氏名	(電話番号)
年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様		最終処分場	名 称	
		最終処分場	所 在 地	
申告の対象期間		年 月 日から 年 月 日まで		
期間中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔①〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)		①	千	トン
条例第5条第2号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (天災その他の災害により排出された産業廃棄物の最終処分場への搬入等)		②		
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ①-②		③		
③のうち委託契約以外(自社排出分)による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔④〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)		④		
③のうち委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 ③-④		⑤		
申告納付すべき産業廃棄物税額 (④×1,000円/トン)		⑥	百万	千 円
既に納付の確定した産業廃棄物税額		⑦	百万	千 円
この修正申告により申告納付すべき産業廃棄物税額 ⑥-⑦		⑧	百万	千 円



- 注 1 この申告書には、附表を添付して提出してください。
- 2 「搬入量」の欄は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は、体積から換算した重量)を記載することとし、トン未満の端数があればそのまま記載してください。
- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 「既に納付の確定した産業廃棄物税額⑦」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記載してください。
- 5 修正申告の場合、延滞金及び過少申告加算金が徴収される場合があります。

様式第14号附表

		施設 の 名 称		登 録 番 号	
修正申告書 [] 欄の搬入量に関する明細書					
申告の対象期間		年 月 日から 年 月 日まで			
産業廃棄物の種類	搬入重量 (t) (ア)	重量の計測が困難な場合			合計重量 (t) (ア)+(イ)
		体積 (m ³) (A)	換算係数 (B)	換算重量 (t) (A)×(B)=(イ)	
燃 え 殻	.		1.14	.	.
汚 泥	.		1.10	.	.
廃 油	.		0.90	.	.
廃 酸	.		1.25	.	.
廃 アルカリ	.		1.13	.	.
廃プラスチック類	.		0.35	.	.
紙 く ず	.		0.30	.	.
木 く ず	.		0.55	.	.
織 維 く ず	.		0.12	.	.
動植物性残さ	.		1.00	.	.
動物系固形不要物	.		1.00	.	.
ゴ ム く ず	.		0.52	.	.
金 属 く ず	.		1.13	.	.
ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	.		1.00	.	.
鋳 さ い	.		1.93	.	.
が れ き 類	.		1.48	.	.
家 畜 ふ ん 尿	.		1.00	.	.
家 畜 の 死 体	.		1.00	.	.
ば い じ ん	.		1.26	.	.
政令第2条第13号の産業廃棄物	.		1.00	.	.
合 計	.	/	/	.	*

- 注 1 この明細書は、施設ごとに作成してください。
- 2 この明細書は、第14号様式の修正申告書に添付して提出してください。
- 3 「重量」、「体積」の欄は、計量又は測定した数量を記載し、端数があればそのまま記載してください。

様式第15号

			
年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様	申請者 (納税義務者)	氏 名	
		住 所	(電話番号)
産業廃棄物税減免申請書			
下記のとおり、産業廃棄物税を減免されるよう申請します。			
対象期間	減免前の税額	減免される額	減免後の税額
年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円
減免を受けようとする理由			

様式第16号



年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様	届	氏名又は名称及び代表者の氏名	印
	出	住所又は所在地	
	者	担当部所名及び担当者氏名	(電話番号)

焼却施設又は最終処分場の設置等届出書

佐賀県産業廃棄物税条例第17条第1項の規定により、焼却施設又は最終処分場の設置等について次のとおり届け出ます。

焼却施設又は最終処分場	名 称		
	所 在 地		
	種 類 及 び 能 力	<input type="checkbox"/> 焼 却 施 設 (kg/h) <input type="checkbox"/> 最 終 処 分 場 ()	
	産業廃棄物処理施設 設置の許可年月日、 及び許可番号	年 月 日	
		第 号	
	使用開始年月日	年 月 日	
	所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借用	
他の産業廃棄物 処理施設の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

備 考

※ 処理事項	登録年月日	登録番号
	年 月 日	第 号

- 注 1 ※印の欄は、記入する必要はありません。
- 2 複数の焼却施設又は最終処分場を有する場合は、施設ごとに届出書を提出してください。
- 3 産業廃棄物処理施設設置許可証の写しのほか、焼却施設又は最終処分場付近の見取図及び敷地内の配置図を添付してください。

様式第17号

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様	届	氏名又は名称及び代表者の氏名	(印)	
	出	住所又は所在地		
	者	担当部所名及び担当者氏名	(電話番号)	
	焼却施設又は最終処分場	名 称	登録番号	
		所 在 地		
焼却施設又は最終処分場の設置等届出事項変更届出書				
佐賀県産業廃棄物税条例第17条第2項の規定により、登録事項の変更を次のとおり届け出ます。				
届 出 事 項	変 更 前		変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日		
届 出 理 由		<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の許可に関する変更 <input type="checkbox"/> 上記以外による変更 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 80px; margin-top: 10px;"></div>		

注 産業廃棄物処理施設に係る変更の許可を受けた場合は、許可証の写しを添付してください。

様式第18号

第 号

年 月 日

様

佐賀県

県税事務所長

印

産業廃棄物税徴収猶予（承認・不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった産業廃棄物税の徴収猶予については、次のとおり（承認する・承認しない）こととしたので、通知します。

申告対象年月日	年 月から 年 月まで
納 期 限	年 月 日
課 税 標 準 量	
申 告 税 額	円
徴 収 猶 予 申 請 額	円
徴 収 猶 予 承 認 額	
徴 収 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
担 保 の 種 類	
不 承 認 理 由	
摘 要	

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求することができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第19号

産業廃棄物税徴収不能額等の還付（納入義務免除）承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

様

佐賀県

県税事務所長

印

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の還付（納入義務の免除）について、次のとおり決定したので、通知します。

なお、佐賀県産業廃棄物税条例第14条第2項の規定により還付を受ける特別徴収義務者に未納に係る徴収金があるときは、還付すべき額を当該未納に係る徴収金に充当します。

判定	還付する ・ 納入義務を免除する ・ 還付（納入義務の免除）をしない				
処 分 の 内 容	申告の対象期間		還付（免除） 申請税額	還付（免除） 決定税額	摘 要
	年月日から	年月日まで			
備考 （理由等）					

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第20号

産業廃棄物税 更正(決定) 通知書
加算金決定

年 月 日

様

佐賀県 県税事務所長 印

課税標準量

産業廃棄物税の税 額について、次のとおり更正 (決定) しましたので、地方税法第733条の16第4項、
加算金額

第733条の18第5項の規定により通知し、同法第13条の規定により告知します。

不足税額及びこれに対する加算金は、 年 月 日までに同封の納付 (納入) 書により佐賀県指定金融機関等又は県内の郵便局で納入 (納付) してください。

なお、不足税額については、申告書提出期限の翌日から納入 (納付) の日までの期間の日数に応じ、不足税額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に年14.6パーセント (この通知書により指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント (当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収します。

期 別	更正(決定)		申告(更正・決定)		不足税額 ③ (①-②)	加 算 金		延 滞 金 (月 日まで) ⑤
	課 税 標準 ①	税 額 ①	課 税 標準 ②	税 額 ②		区 分	金 額 ④	
年 期分		円		円	円		円	円
年 期分								
年 期分								
年 期分								
年 期分								
年 期分								
徴 収 金 合 計 (③+④+⑤)								円

注 「延滞金」欄に掲げた金額は、 年 月 日までのものですから、完納の日まで更に法律による金額が加算されます。

備考 この更正 (決定) に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書 (正副2通) は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この処分取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県 (代表者は佐賀県知事となります。) を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第21号

県税 産業廃棄物税 納入(納付)書 公

口座番号 番 加入者 県税事務所
福岡公 番

〒 住所(所在地)

氏名(名称)

様分

シズル	納	納	番	税目	技	番
010	0			53		
実	課	申告区分	申	告	日	課税年度
00			年	月	日	年
						事務所

年 月 日

税	額	十	電	千	万	千	百	十	円
延	滞	金							
		加	算	金					
		重	加	算	金				
		計							

納入(納付)期限 年 月 日
管轄事務所 県税事務所

取りまわし局 下 郵便局

(金融機関用)

領収日付印

様式第21号

県税 産業廃棄物税 領収済通知書 公

口座番号 番 加入者 県税事務所
福岡公 番

〒 住所(所在地)

氏名(名称)

様分

シズル	納	納	番	税目	技	番
010	0			53		
実	課	申告区分	申	告	日	課税年度
00			年	月	日	年
						事務所

年 月 日

税	額	十	電	千	万	千	百	十	円
延	滞	金							
		加	算	金					
		重	加	算	金				
		計							

納入(納付)期限 年 月 日
管轄事務所 県税事務所

取りまわし局 下 郵便局

(県 用)

領収日付印

様式第21号

県税 産業廃棄物税 領収証書 公

口座番号 番 加入者 県税事務所
福岡公 番

〒 住所(所在地)

氏名(名称)

様分

シズル	納	納	番	税目	技	番
010	0			53		
実	課	申告区分	申	告	日	課税年度
00			年	月	日	年
						事務所

年 月 日

税	額	十	電	千	万	千	百	十	円
延	滞	金							
		加	算	金					
		重	加	算	金				
		計							

納入(納付)期限 年 月 日
管轄事務所 県税事務所

取りまわし局 下 郵便局

(納税者用)

領収日付印

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月二十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)